



成年後見制度改正に係る課題と 検討の方向性について

2025年9月3日



一般社団法人

信託協会



目次

1.	信託協会について	… P1
2.	遺言信託について	… P2
3.	後見制度支援信託について	… P3
4.	制度改正(終われる後見への変更)後の課題・検討の方向性	… P4
	(参考)成年後見制度の利用終了後の信託商品を活用した資金保全について	… P5

- 成年後見制度の見直しに係る信託業界固有のサービスとして、遺言信託・後見制度支援信託がある
 - 今回の中間試案の制度変更が実施された場合、以下のような懸念および対応策が考えられる
- 【制度変更①：後見制度が終了可能】
- 法定後見終了後の元被後見人の財産管理について懸念がある為、信託商品(代理出金機能がある信託商品等)の活用が考えられる
 - 法定後見終了後の元被後見人の金融取引において、金融機関が意思能力がない方の取引を問題なく実施する為、元被後見人が金融取引時に以下の情報を添付の上、金融機関に対し取引の都度、届出する制度設計が望ましい
 - ✓ 法定後見終了に係る、家庭裁判所の一定の関与が分かる情報
 - 法定後見利用中の保護者との金融取引において、権限の有無・有効性を確認するための情報
- 【制度変更②：取消権者が複数設定可能】
- 取消権者が複数存在した場合の対応策として、以下どちらかの制度設計が望ましい
 - ✓ 複数いる取消権者全員の合意・追認が必要な制度設計
 - ✓ 取消権者の取消可能取引を限定した制度設計

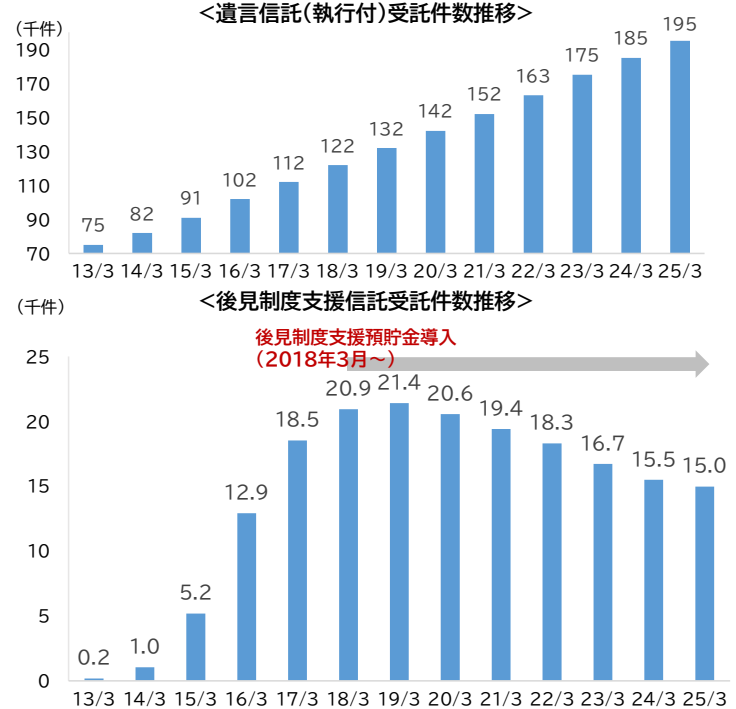
1. 信託協会について

- ◆ 信託協会は、1926年1月に創立され、2026年1月に100周年を迎える。加盟会社は信託銀行に加え、信託会社や地方銀行など91社となる。
- ◆ 信託に関する法規制が初めて整備されてから約100年の間、時代や社会の変化・ニーズに応じて信託の仕組みを活用し、資産の管理・保全、資産の運用、資産の承継といった様々な機能を提供してきた。(2025年3月末時点の信託財産総額:1,825兆円)
- ◆ 成年後見制度の見直しにおいて、信託業界固有のサービスとして、遺言信託と後見制度支援信託が関係する。
- ◆ 遺言信託の受託件数は年々増加。後見制度支援信託は、後見制度支援預貯金とともに活用され、足元受託件数は年間1.5万件で推移。

信託銀行が提供する様々な機能



遺言信託・後見制度支援信託の受託件数推移



2. 遺言信託について

- ◆ 信託銀行等では、遺言書の作成サポート・保管・死後の遺言執行までをパッケージとした「遺言信託」をサービスとして提供している。
- ◆ 遺言信託においては、意思能力がない相続人がおり、かつ当該相続人が遺言執行時に法定後見制度を利用していない場合は手続きが行えないケースが存在する。これは、本来制度を利用すべき相続人が制度を利用していないことに起因し、利用しない理由として、「法定後見を終了できない」ためだと考えられる。
- ◆ 制度改正により、特定の目的(相続手続等)に限定した法定後見制度(終われる後見)が利用できることで、制度を利用すべき相続人の利用推進に繋がる。これにより早期かつ円滑な相続手続の完了、名義変更・承継手続(登記等)の推進、社会的な相続資産の流動化・有効活用が見込まれる。
- ◆ 一方で、制度改正後、意思能力がないにもかかわらず法定後見を終了した相続人については、相続人(元被後見人)自身での財産保全・管理および日常の金融取引上の課題が新たに発生する。(4頁記載)

制度改正(終われる後見への変更)による効果

- ✓ 制度を利用すべき相続人の利用促進
- ✓ 社会全体の円滑な相続手続の促進

法定後見制度
未活用

意思能力が
ない相続人

【課題】
意思能力がない相続人が法定後見
を利用していない場合、遺言執行の
手続きが行えないケースあり
(背景)
現在、法定後見が終われないため制
度の活用を躊躇しているケースあり

制度改正
(法定後見の終了が可能になる)

【課題解決】
法定後見の利用が拡大することで、
意思能力がない相続人について遺
言執行の手続きが行えないケース
が減少する

法定後見制度
活用

意思能力が
ない相続人

後見人

遺言執行手続き(※)

信託銀行等
BANK

遺言書保管者兼
遺言執行者

制度改正(終われる後見への変更)による新たな課題

- ✓ 法定後見終了後の元被後見人自身での財産保全・管理
- ✓ 日常の金融取引上の課題

財産保全・管理の課題



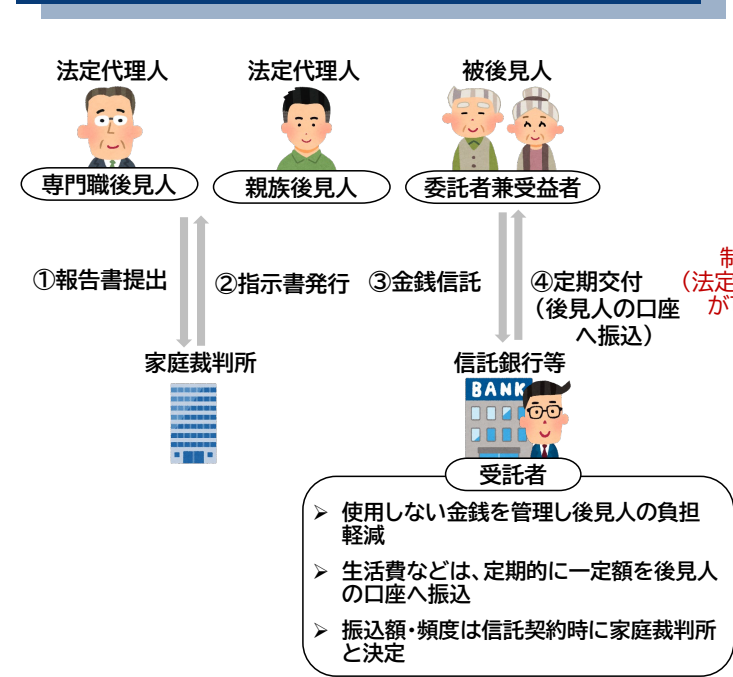
【日常の金融取引上の課題】

- ①制度終了者(元被後見人)との取引
➢ 意思能力が回復していない制度終了者との取引が発生するため、その対応が必要
- ②制度利用者との取引
➢ 後見人等による取消権の範囲を把握した取引が必要となる
- ③制度利用者および制度終了者(元被後見人)との取引
➢ 権限保有者(被後見人の保護者)との取引の際、権限有効性・期間を確認した取引が必要となる

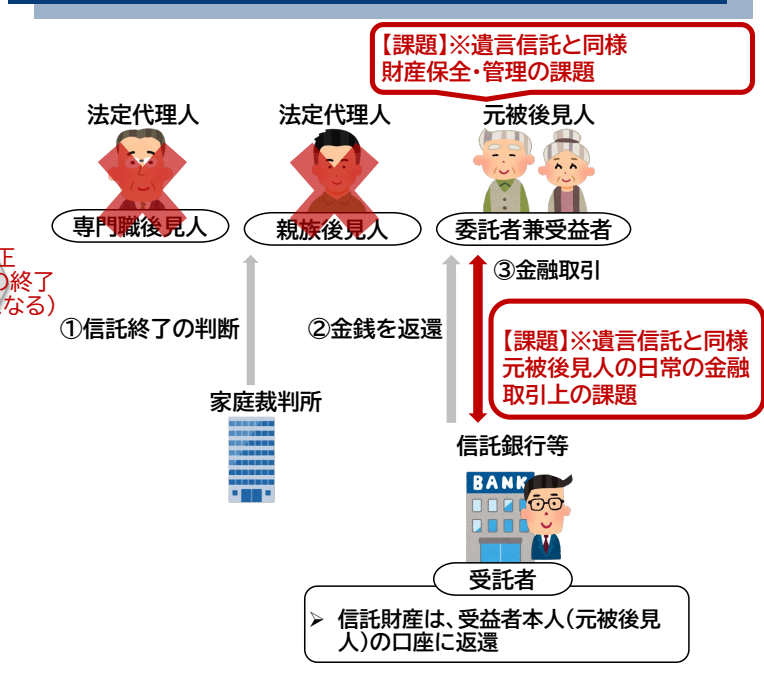
(※)財産目録の交付や遺産分割の実施など、相続人の意思確認・判断・指図等を要する手続き多数

- ◆ 後見制度支援信託とは、家庭裁判所の指示書に基づき、信託契約の締結・変更・解約、信託財産の払い戻し等を行うことで、法定後見制度による支援を受けている方(被後見人)の預貯金等の財産管理をバックアップするための信託商品。
- ◆ 制度改正後、法定後見の終了を家庭裁判所が判断すると、専門職後見人・親族後見人はその任を外れる。併せて信託銀行等は契約終了手続きを行い、元被後見人に信託財産を還付することとなる。
- ◆ 遺言信託同様、法定後見終了後の元被後見人自身での財産保全・管理の方法や日常の金融取引上の課題が発生する。(4頁記載)

後見制度支援信託のスキーム



制度改正による後見制度支援信託終了後の新たな課題



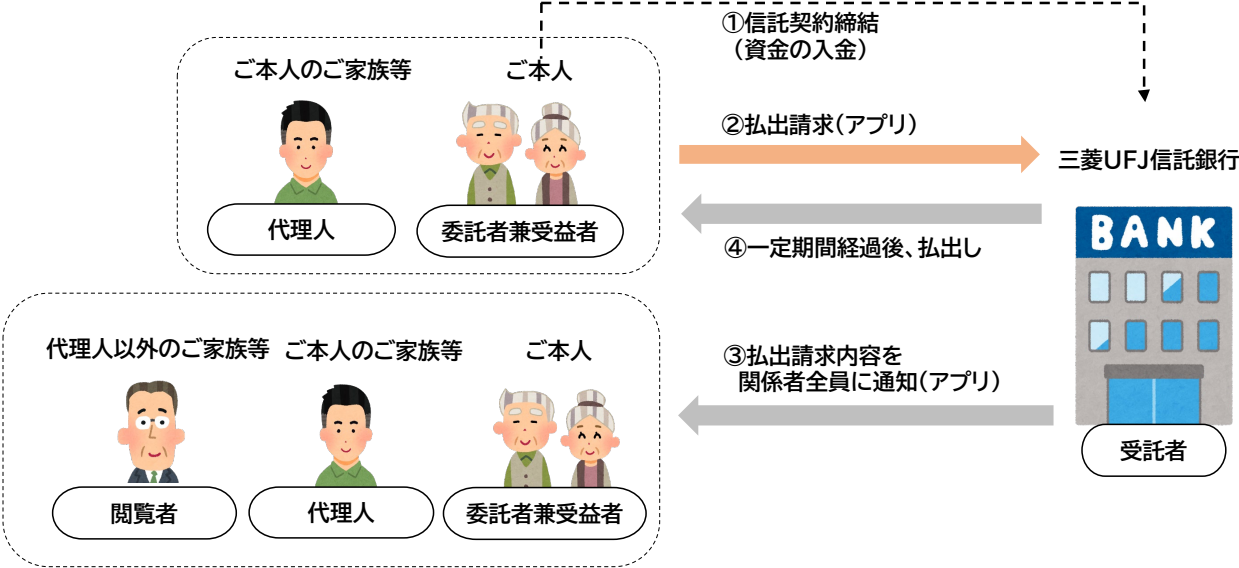
4. 制度改正(終われる後見への変更)後の課題・検討の方向性

- ◆ 制度改正により遺言信託および後見制度支援信託を利用していた被後見人が、事理弁識能力が不十分にもかかわらず法定後見の終了が可能となるため、終了後の本人の財産保全・管理に対する懸念および日常の金融取引上の課題が生じる。
- ◆ 信託業界として、制度改正に伴い想定される事態および課題に対し、関係団体・省庁と協力しながら対応策の検討を進めてまいりたい。

区分	想定事態・課題	課題への対応・検討の方向感
論点①:財産保全・管理		
法定後見の終了	・ 事理弁識能力が不十分な本人に財産が相続・返還されることで、元被後見人が財産保全および管理ができない事態が想定される	・ 事理弁識能力が低下した際の財産保全・管理に対する信託商品の活用 (例)代理出金機能がある金銭信託
論点②:金融取引における取引者の保護		
法定後見の終了	・ 制度終了者(元被後見人)との金融取引が新たに発生(後日の取引無効化など)	・ 取引安全性確保のため、金融機関サイドが現在行っている意思能力の確認など慎重な対応を継続 ・ 加えて、法定後見終了に係る家庭裁判所の一定の関与が分かる情報を取引の都度、本人から金融機関へ提示することで、金融機関が取引相手の意思能力や保護対象となっていた事項を把握できる制度設計が望ましい
法定後見の利用中	・ 複数の取消権者が存在した場合、有権限者(本人・後見人)の権限行使後に取消権者による取消により無効化となる取引が増加	・ 取引時には、複数いる取消権者全員の合意・追認が必要な制度設計もしくは、取消権者の権限調整機能を設けるなど取消可能取引を明確にした制度設計が望ましい
論点③:権限の有効性の確認		
法定後見の利用中	・ 権限保有者(被後見人の保護者)との取引の際、権限の有無・有効性を確認した取引が必要となる	・ 権限保有者に係る情報の記載がある審判書を添付した届出を取引の都度、保護者から金融機関に提示

- ◆ 信託銀行等においては、本人の事理弁識能力が低下した際の資金保全に対して信託のしくみを活用した商品を取り扱っている。
- ◆ 例えば、三菱UFJ信託銀行において取り扱っている代理出金機能付信託「つかえて安心」においては、本人の事理弁識能力が低下した際でも、本人があらかじめ指定した代理人が出金したり、出金内容についてもご本人・代理人以外のご家族等が確認することが可能。（他の信託銀行等においても類似商品の取り扱いあり）
- ◆ このような代理出金機能がある商品を参考に、成年後見制度の利用終了後における本人の資金管理のための商品の活用を検討する必要がある。

代理出金機能付信託「つかえて安心」の概要



(※)アプリを利用した払出請求や関係者全員への通知は、三菱UFJ信託銀行において取り扱っている代理出金機能付信託「つかえて安心」の独自機能となります。